

## 第3章 区域の設定

### 1 設定の考え方

各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定め、その確保を図っていく単位となる区域（障害者自立支援法第89条第2項第1号及び第2号）については、障害のある人が生活する市町村を基本的な単位とし、きめ細かいサービスを提供することが必要です。

他方、市町村単位で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差を生じさせないようにサービス提供体制づくりを進める必要があります。

このため、第3期計画においても、引き続き、第2期岡山県障害者計画で定められている圏域の考え方を踏まえて、障害者自立支援法第89条第1項第1号の規定による区域をそれぞれ次のとおりとします。

なお、サービス種別に対応する区域の範囲については、固定するものではなく、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画の改訂（又は新計画の策定）を行う際には、必要に応じて見直すものとします。

### 2 計画で定める区域

#### (1) 訪問系サービス・指定計画相談支援

障害のある人が地域で生活する上で特に基本となるこれらのサービスについては、可能な限り市町村が基本的な単位となって、きめ細かなサービス提供やその必要量の確保に努める必要があります。

このため、最も身近な訪問系サービス及び指定計画相談支援に係る区域については、市町村を区域とすることを基本とします。

ただし、現在、これらのサービスが広域的に提供されている実態があるとともに、小規模な市町村では対応が困難な場合も考えられるため、この計画においては、当分の間、第2期岡山県障害者計画で定めているサブ圏域を含めた障害保健福祉圏域（5圏域）を区域とします。

※訪問系サービス：

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※指定計画相談支援

計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）

※サブ圏域：

第2期岡山県障害者計画では、県域を3分割し、備前圏域、備中圏域、美作圏域の3圏域に設定されているが、障害保健福祉圏域の地理的な関係と岡山県保健医療計画の二次保健医療圏が5圏域に分かれていることを考慮して、

・備中圏域を倉敷・井笠地域と高梁・新見地域

・美作圏域を真庭地域と津山・勝英地域

に細分化し、サブ圏域として位置付けている。

**(2) 日中活動系サービス（療養介護を除く）・居住系サービス（施設入所支援を除く）**

・指定地域相談支援

これらのサービスは、主に障害者自立支援法以前の旧施設サービスが移行したサービスとなっており、市町村圏域だけでなく、より広域的な視点から整備を進めていく必要があります。

このため、これらのサービスについては、広域的なサービス提供網を築いていくため第2期岡山県障害者計画において定めている障害保健福祉圏域（3圏域）を区域とします。

※日中活動系サービス：

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所

※居住系サービス：

共同生活介護、共同生活援助

※指定地域相談支援：

地域移行支援、地域定着支援

**(3) 入所系サービス（施設入所支援・療養介護）**

入所系サービスについては、障害保健福祉圏域を越えて、より広域性が求められるサービスであることから、全県域を区域とします。

なお、入所系サービスを利用している人にとっては、日中活動系サービスについても併せて基盤の整備が図られていることが必要であるため、このような点にも留意しながら、サービス基盤の適正な配置等に努めていきます。

※日中活動系サービス：療養介護

※居住系サービス：施設入所支援

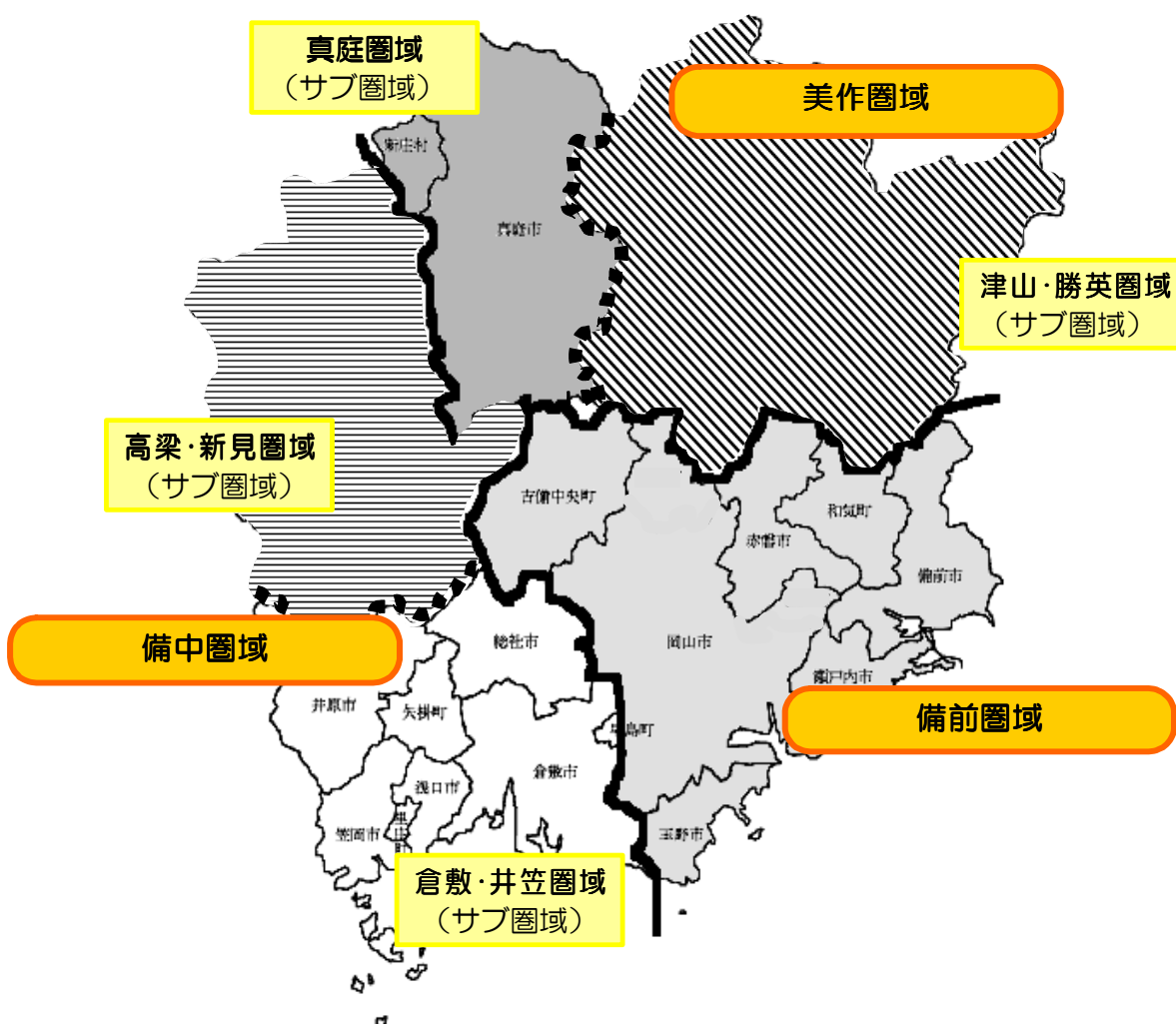
**障害者自立支援法（抄）**  
 （都道府県障害福祉計画）

第 89 条

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

**<岡山県障害保健福祉圏域>**



圏 域 名	構 成 市 町 村
備 前 圏 域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠サブ圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見サブ圏域	高梁市、新見市
津山・勝英サブ圏域	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
真庭サブ圏域	真庭市、新庄村